

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十五第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

※ 出 発

別紙様式第十七号の五 (第二百八条の二十三第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[(1) ~ (5) 略]

(6) 連結自己資本規制比率の状況

(記載要領)

[略]

(様式 A)

[表略]

(注意事項)

[1・2 略]

(様式 B-1)

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	前期末		当期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
[略]				
普通株式に係る株式引受権及び新				

※ 出 発

別紙様式第十七号の五 (第二百八条の二十三第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 業務の状況

[(1) ~ (5) 同左]

(6) 連結自己資本規制比率の状況

(記載要領)

[同左]

(様式 A)

[同左]

(注意事項)

[1・2 同左]

(様式 B-1)

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	前期末		当期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
[同左]				
普通株式に係る新株予約権の額				

株子約権の合計額		✓		✓
[略]				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る 株式引受権及び新株子約権の合計 額		✓		✓
[略]				
[項を削る。]				
Tier 2 資本調達手段に係る株式引 受権及び新株子約権の合計額		✓		✓
[略]				
[項を削る。]				

[同左]		✓		✓
その他 Tier 1 資本調達手段に係る 新株子約権の額		✓		✓
[同左]				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額の うちその他 Tier 1 資本に係る基礎 項目の額に含まれる額		✓		✓
うち、最終指定親会社及び最終 指定親会社の特別目的会社等の 発行する資本調達手段の額		✓		✓
うち、最終指定親会社の連結子 法人等（最終指定親会社の特別 目的会社等を除く。）の発行す る資本調達手段の額		✓		✓
[同左]				
Tier 2 資本調達手段に係る新株子 約権の額		✓		✓
[同左]				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額の うち Tier 2 資本に係る基礎項目の 額に含まれる額		✓		✓
うち、最終指定親会社及び最終 指定親会社の特別目的会社等の 発行する資本調達手段の額		✓		✓
うち、最終指定親会社の連結子 法人等（最終指定親会社の特別 目的会社等を除く。）の発行す る資本調達手段の額		✓		✓

[略]				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				

[同左]				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[項を加える。]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合において、零とする。)				
適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該				

(注意事項)

[1～4 略]

(様式B-2)

[表略]

(注意事項)

[1～4 略]

(様式B-3)

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バツプラー比率	%	%
連結レバレッジ・バツプラー比率	%	%

(注意事項)

[1・2 略]

2 [略]

額が零を下回る場合については、零とする。

(注意事項)

[1～4 同左]

(様式B-2)

[同左]

(注意事項)

[1～4 同左]

(様式B-3)

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(注意事項)

[1・2 同左]

2 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記しめる。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新令」という。）別紙様式第十七号の五は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

2 施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書に記載すべき連結自己資本規制比率が施行日の前日において適用されていた金融商品取引法第五十七条の十七第一項に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該事業報告書についての新令別紙様式第十七号の五（1(6)様式B―1に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。